

埼玉県福祉部福祉政策課 会計年度任用職員 (政策企画担当)募集要項

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

1 職務内容

埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく障害者等用駐車施設の適正利用に係る普及啓発事務の補助。

- (1)障害者等用駐車施設の登録等に関する事務
- (2)広報啓発資料の作成等

2 応募資格

- (1)年齢・性別・学歴は問いません。
- (2)国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

- (1)電話、窓口対応の経験があること。
- (2)パソコン操作(Word・Excel・電子メール等)が可能であること。

4 採用予定者数

1人

5 勤務条件

- (1)任用期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (2)勤務日数・勤務時間

原則週5日・週29時間(休憩時間を除く)
週のうち4日 午前8時30分～午後5時15分の間の6時間
週のうち1日 午前8時30分～午後5時15分の間の5時間

※休憩時間:正午～午後1時(60分)

※勤務日の割り振りについては応相談。

〔勤務日及び勤務時間(例)〕

・月～木 午前10時～午後5時(6時間)

・金 午前10時～午後4時(5時間)

(3)休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)です。

(4)休暇

年次休暇10日、その他は県の規定によります。

(5)報酬

月額:165,700～196,500円

(時間額:1,319～1,564円)

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

※報酬額は令和8年1月1日時点のものです。一般職の常勤職員の給与改定等を踏まえ、報酬等が改定となることがあります。

(6)諸手当

期末手当:報酬月額に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額

(7)交通費

別途支給(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

※マイカーによる通勤はできません。

(8)社会保険

健康保険(共済)、厚生年金保険、雇用保険あり

※加入条件を満たす場合に限ります。

(9)勤務地

埼玉県福祉部福祉政策課内

所在地:〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 応募について

(1)応募は、令和8年2月18日(水)【必着】までに下記担当宛てに、本募集要項に添付している履歴書に写真を貼り、必要事項を記入の上、提出してください。

※応募者多数の場合、早めに締め切ることがあります。

(2)提出は、郵送又は持参となります。

(3)封筒の表面には「会計年度任用職員応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。

- (4)郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。
- (5)持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです。

7 選考方法等について

(1)第一次審査

応募書類による選考を行います。

(2)第二次審査

第二次審査(面接)は、埼玉県庁舎内の会場で令和8年2月下旬ごろに実施することを予定しております。日時及び場所については、第一次審査後すぐに連絡します。

なお、応募書類の返却はしておりません。

(3)最終合格

令和8年3月上旬までに、第二次審査の受験者全員に連絡します。

※最終合格者(採用予定者)には、最終学歴の卒業証明書を御提出いただきます。

8 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地:〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1(埼玉県庁本庁舎1階)

担当:福祉部福祉政策課 職員担当 都築

電話:048-861-2701